

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	医療情報化インフラの普及を推進すること
--------------	---------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
施策目標	3-1	医療情報化インフラの普及を推進すること
個別目標 1		医療のIT化を推進すること ※重点評価課題3 (ITを活用した医療の利便性向上) (評価対象事務事業) ・地域診療情報連携推進事業 ・医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業
個別目標 2		社会保障カード(仮称)に関する国民の理解を深めつつ、その実施に向けた検討をすること (備考: 個別目標2は、平成21年度から実施するため、平成22年度から評価を行うこととする。)
		(評価対象事務事業) ・社会保障カード(仮称)に関する制度設計書の作成 ・社会保障カード(仮称)に係る実証実験の実施
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1. 目的等 医療のIT化を推進するため、「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組を実施する。		
2. 根拠法令等 ○IT新改革戦略(平成18年1月:IT戦略本部) ○重点計画2008(平成20年8月:IT戦略本部) ○医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン(平成19年3月:厚生労働省) ○デジタル新時代に向けた新たな戦略～三カ年緊急プラン～(平成21年4月:IT戦略本部)		
主管部局・課室	医政局政策医療課医療技術情報推進室	
関係部局・課室	-	

2. 現状分析(施策の必要性)

医療を取り巻く環境が、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させ、一定の医療資源の中で質の高いサービスを充実させるため、業務の効率化、患者の利便性向上や医療の質の向上が期待される医療情報システムの導入に対して医療機関の関心は高いが、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題があることから、これらの課題に対応した事業を行う必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H16	H17	H18	H19	H20	
1	統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) 指標に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。(平成21年10月下旬公表予定)そのため、平成17年度のオーダーリングシステムの普及率を参考指標として個別目標欄に掲載している。						
施策目標の評価 【有効性の観点】 オーダーリングシステムなどの医療情報システムを導入することで、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから施策の推進に有効性が高いものと評価できる。						
【効率性の観点】 医療情報システムの導入に当たっては、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題が挙げられており、地域における中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が医療情報ネットワークを構築し、チーム医療・グループ診療の実践を可能とする地域医療連携体制を構築するための補助事業である地域診療情報連携推進事業による医療機関のシステム導入にかかる費用負担軽減や、医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業によるシステム間の互換性確保などの施策は、それらの課題解決に資するため効率性が高いものと評価できる。						
【総合的な評価】 医療分野のIT化は、医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要である。そのため、厚生労働省においては、2007年度に各医療機関がその医療機能等を考慮し、当該医療機能の目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価することにより、望ましい情報化の推進を可能とする評価系(医療機関自らが評価の際に用いる指標)を開発したところであり、その普及に努めているところである。これにより、医療情報システム導入によるメリット等の把握、自機関の目的に合致した且つ最適な情報システムの選択を可能にするなど、各医療機関において適切な情報化が可能となり、医療分野の情報化が推進される。						
医療の情報化については、「IT新改革戦略」等に基づき、各種標準化等の取組が進められているが、その効果が見えにくい状況にあることから、今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、評価対象事務事業のほか、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化等、各種標準化等の施策によって、より充実した取組を進めることとしている。						
(※太字部分は、重点評価課題該当部分)						

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
医療の IT 化を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	総合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	-	-	-	-	-
※施策目標に係る指標1と同じ。						
(調査名・資料出所、備考)						
指標に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。(平成21年10月下旬公表予定)そのため、平成17年度のオーダーリングシステムの普及率を参考統計1として個別目標欄に掲載している。						
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>オーダーリングシステム等の医療情報システムを活用することにより、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性の向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから、システム導入に対して医療機関の関心は高い。</p> <p>しかし、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間の異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題があり、それらの課題解決に向けて、地域診療情報連携推進事業や医療情報システムのための対向試験ツール開発事業などの施策に取り組んでいるところである。</p> <p>地域診療情報連携推進事業は、地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにする補助事業で、医療機関における費用負担の軽減に資するものであって電子カルテシステムの普及が着実に進捗していると評価できる。</p> <p>しかしながら、デジタル技術を活用した医療機関間の連携は、一部の限られた地域を除き、ほとんど実現されていないことが課題である。</p> <p>また、医療情報システムのための対向試験ツール開発事業は、各種医療情報システムの相互運用性を確保することで互換性の確保さらには医療機関におけるマルチベンダ化による費用負担の軽減に資するものであり、相互運用性を検証するツールの開発が図られていることは評価できる。</p> <p>しかしながら、医療機関のシステムは複雑であり、数多くのベンダのシステムにより構成されていることから、その互換性を網羅することが課題である。</p> <p>これらの施策により各種課題解決に取り組んでいることから、医療分野のIT化は着実に進捗しており、今後も引き続きこれらの施策を実施することとしている。</p>						

参考統計		H16	H17	H18	H19	H20																																				
1	オーダリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%)	-	72.9	-	-	集計中																																				
2	地域診療情報連携推進費補助実績 数(単位:件数)	2	6	6	9	14																																				
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>・参考統計1は、医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による。次回調査については、平成20年度の数値を現下集計中であり、平成21年10月下旬に公表予定。</p> <p>・参考統計2は、厚生労働省医政局政策医療課医療技術情報推進室調べによる。</p>																																										
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価																																										
事務事業名	地域診療情報連携推進事業																																									
平成20年度 予算額等	515百万円(補助割合:[国 1/2][事業者 1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()																																									
平成20年度 決算額	433百万円																																									
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(厚生労働大臣が認めた者)																																									
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)																																										
本事業は、地域において中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が、医療情報ネットワークを構築し、患者の診療情報を共有すること等によって、地域医療連携体制の構築を図るためのものであり、質が高く効率的なチーム医療・グループ診療の実践のために必要なものである。																																										
政府決定・重要施策との関連性																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業(予算)実績等</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算推移(補正後) (百万円)</td> <td>172,773</td> <td>195,381</td> <td>206,235</td> <td>229,150</td> <td>514,874</td> </tr> <tr> <td>予算上事業数等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①施設整備箇所数 (箇所数)</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>事業実績数等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①施設整備箇所数 (箇所数)</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>							事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	予算推移(補正後) (百万円)	172,773	195,381	206,235	229,150	514,874	予算上事業数等						①施設整備箇所数 (箇所数)	4	5	5	3	14	事業実績数等						①施設整備箇所数 (箇所数)	2	6	6	9	14
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20																																					
予算推移(補正後) (百万円)	172,773	195,381	206,235	229,150	514,874																																					
予算上事業数等																																										
①施設整備箇所数 (箇所数)	4	5	5	3	14																																					
事業実績数等																																										
①施設整備箇所数 (箇所数)	2	6	6	9	14																																					
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)																																										
<p>地域診療情報連携推進費補助金により、Web型電子カルテの導入補助を行い、医療機関がITを導入しやすくなるような環境整備に取り組んでいるところである。</p> <p>今後も引き続き、Web型電子カルテの導入補助を実施し、医療機関(地域の中核病院と周辺の医療機関等)の機能の強化を進め、医療機関間の情報伝達・共有を推進する。</p>																																										

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業				
平成20年度 予算額等	141百万円（補助割合：[国 10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	141百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（企画競争により決定）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
<p>本事業は、医療機関内で使用される各部門系システムについての標準化を進めるため、異なるベンダ（メーカー等）間のシステムを実際に相互に接続して相手のシステムと支障なく情報のやりとりができるかどうかの確認をする対向試験を行い、その結果を広く公表することにより、どのシステム同士が接続可能か把握するものであり、コンポーネント化（部品化、要素化）された接続可能なシステムを医療機関が選択的に導入して最適なモデルを組み立てることを可能とするために必要なものである。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	—	—	140,293	140,659
予算上事業数等					
①委託箇所数 （箇所数）	—	—	—	1	1
事業実績数等					
①委託箇所数 （箇所数）	—	—	—	1	1
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>医療情報システムの相互運用性確保については、平成19年度から各ベンダの医療情報システムの相互運用性を検証する取り組みを支援し、その検証結果をユーザーとなる医療機関等に公表する事業に取り組んでいるところである。</p> <p>今後も引き続き、医療機関が導入し得る医療情報システムの選択肢を明確に提示するとともに、標準規格を採用した医療情報システムの普及を促進するため、医療情報システムの相互運用性を検証し、ユーザーとなる医療機関等にその結果を公表する取り組みを支援する。</p>					

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率

指標1	目標達成率	—%
指標2	目標達成率	—%
指標3	目標達成率	—%

（目標達成率を算定できない場合、その理由）

指標に係る実績値（普及率）については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができず、平成20年度は目標達成を算定できない。

2008年度以降の統合系医療情報システムの普及率を把握していないため、施策目

標に係る目標達成率を算定できない。また、参考指標であるオーダリングシステムの普及率（一般病院400床以上）では平成17年10月時点で72.9%となっている。

2 評価結果の政策への反映の方向性

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (○) 見直しを行わず引き続き実施
 - (△) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

（理由）

施策目標に係る指標自体については、現下数値を取ることができないものの、参考指標としているオーダリングシステムの普及率（一般病院400床以上）では、平成17年10月時点で72.9%（平成14年10月時点では56.9%）と普及しているなど、施策は着実に進捗しているものと思料される。

医療分野のIT化は医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要であり、今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、評価対象事務事業のほか、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化等、各種標準化等の施策によって、より充実した取組みを進めることとしている。

3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）

（施策目標に係る指標）

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

（個別目標に係る指標）

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

（理由）

6. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

（※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。）

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

「IT新改革戦略」（平成18年1月：IT戦略本部）

「重点計画2008」（平成20年8月：IT戦略本部）

「デジタル新時代に向けた新たな戦略 ～三カ年緊急プラン～」（平成21年4月：IT戦略本部）

③審議会の指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 有・無
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有・無

(2) 具体的内容

- ⑦その他
個別目標2は、平成21年度から実施するため、平成22年度から評価を行うこととする。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし